

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部改正について

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成25年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「なされないこと」を「なされず、当該家屋等が老朽化すること等」に改め、「鑑み」の次に「、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）とあいまって」を加える。

第2条第3号中「家屋等」を「空家外家屋」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 空家外家屋 家屋等のうち、空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。）以外のものをいう。

第3条第1項中「家屋等の居住者がいなくなるなど、家屋等」を「空家外家屋」に、「当該家屋等」を「当該空家外家屋」に改め、同条第2項中「家屋等」を「空家外家屋」に改める。

第4条中「家屋等」を「空家外家屋」に改め、同条に後段として次のように加える。

特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。）があると認めるときも、同様とする。

第5条中「前条」を「前条前段」に、「家屋等」を「空家外家屋」に改める。

第6条第1項及び第7条中「家屋等」を「空家外家屋」に改める。

第8条中「家屋等（以下「老朽危険家屋等」という。）」を「空家外家屋」に改める。

第9条後段を削る。

第10条第1項中「家屋等」を「空家外家屋」に改める。

第11条中「市長は、」の次に「法又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の施行に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。